

【1988年 11 月 29 日】国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見

年金審議会

国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見

年金審議会

昭和 63 年 11 月 29 日

先の年金改革によって、公的年金制度は、従来の縦割の体系から、全国民共通の基礎年金をベースとした二階建の体系に基本的な再編成が行われ、これによって、今後の急速な高齢化の進展と産業構造・就業構造の変化に対応できる礎が築かれたところである。

また、現役勤労者の所得水準とのバランスに配慮した給付水準の適正化が図られたほか、共済年金についても将来に向けて給付水準、支給開始年齢等が厚生年金と基本的に同一に揃えられるなど、公的年金制度内部における整合性・公平性の確保についても大きな前進が見られた。

本審議会は、今回改正の検討に当たり、老後生活における年金の重要性に鑑み、前回改正の理念を引き継ぎながら、当面する課題の解決に向けて、昨年九月以降十七回にわたる全員懇談会と四回の小委員会を開催し、精力的かつ慎重な審議を重ね、その結果を左記の通りとりまとめた。政府は、本意見を最大限に尊重し、改正案の立案に当たられたい。

今回改正の年金の給付水準については、前回改正の際に設定された水準を維持すべきである。

現行の物価スライド制は、昭和四十八年という高度成長期に導入され、物価水準が5%以上変動した場合にそれに応じて年金額の改定を行う仕組みとされているが、近年、物価上昇率が低位に推移している等の実情から見て、この際、完全自動物価スライド方式に変更すべきである。また、老齢福祉年金についてもこれに準じた措置を講じていくべきである。

現行の在職老齢厚生年金については、事務処理上の制約の許す範囲で支給率の刻みを増やす改善措置を講ずべきである。

保険料については、その算定の基礎となる標準報酬の上下限について前回改正に準じた改訂措置を講ずるものとし、その料率については、将来の年金財政の安定を確保するため、段階的引上げを図ることとすべきである。

厚生年金の支給開始年齢の問題についてであるが、前回の改正で、年金の給付水準を適正化することにより将来の保険料率を二十九%弱に抑えたにもかかわらず、その後の

平均余命の伸長等からこれが三十一%を超えることが確実視されるに至っており、こうした中で後代負担を適正なものにし、かつ、急激な負担増を回避しつつ給付水準の維持を図っていくためには、支給開始年齢を引き上げることはやむをえないものと考え。具体的には、男子については、昭和七十三年から六十一歳とし、その後三年毎に一歳ずつ引き上げて昭和八十五年に六十五歳とする。同様に、女子については、昭和七十八年に六十一歳とし、その後順次引き上げて昭和九十年に六十五歳とすることが妥当であると考え。

こうした引上げ措置を講ずる場合には、雇用環境の整備を図るとともに、年金サイドにおいても、六十五歳以前でも必要に応じて繰上減額年金の支給を行う等のフレキシブルな対応策や企業年金の一層の育成・普及に積極的に取り組む等、総合的な対策が講ぜられるべきものであることは論を待たないところである。

なお、支給開始年齢の引上げの問題については、六十歳定年制もまだ十分に定着していない現段階で結論を出すのは時期尚早であり、雇用環境の整備が先決であることから反対であるとの意見があった。

被用者年金制度の一元化の姿については、それぞれ歴史・沿革等を異にする被用者年金各制度は存置したまま、一階部分の一元化の姿との整合性にも十分配慮しつつ、同一給付・同一保険料率による各制度共通の給付を保障する「新たな単一の被用者年金制度」を創設すべきである。

なお、こうした一元化を図っていく場合、可及的速やかに各制度間に残されている支給要件の差異等についての十分な検討と調整が行われるべきことは言うまでもなく、これらの点については、今後、本審議会においても昭和七十年に向けて検討を進めていくこととしたい。

このような展望に立ちつつ、今回改正では、当面急がれる各制度間の負担の不均衡是正については、この一元化の最終的な姿と整合性を保ちつつ、関係者間の合意が得られる範囲内において行われるべきものと思料するが、この場合の調整の対象となる給付の範囲は、六十歳以上の者に支給されるものであって、基礎年金制度との整合性という観点から昭和三十六年四月以降の加入期間に係る老齢給付のうち厚生年金相当の部分に限定すべきである。

この場合、厚生年金拠出者の理解を得るためには、日本鉄道共済年金の赤字の分析と自助努力の内容と金額が明確となった段階で、再度、本審議会の意見を聴くべきであり、本審議会の最終的判断はその際に明確にしたい。

自営業者のために、基礎年金にさらに上乘せした年金制度を設けることは、自営業者の老後生活に対する多様なニーズに応えるとともに、被用者年金グループとの公平を確保するという観点から見ても必要であり、そのため、既に現行法上制度化されている国民年金基金制度を活用することとし、職能型国民年金基金の設立要件の緩和を図るとともに、一般の自営業者の加入を容易にするために地域型国民年金基金を創設するのが適

当である。その際には、厚生年金基金制度との均衡のとれた社会保険料控除等の税制上の優遇措置を講ずるほか、事務費に対する国庫の助成措置が講ぜられるべきである。

現在、二十歳以上の国民のうち、唯一、国民年金の強制適用の対象から外されている学生については、従来から障害年金を中心に無年金問題が指摘されているところであり、さらに、基礎年金のフル・ペンションの確保を図っていくという観点からも、この際、これを強制適用の対象にすべきである。

基礎年金の国庫負担については、将来、国民のコンセンサスを得ながら、その負担率の引上げを行い、給付水準の改善ないし保険料負担の軽減を図っていく必要があるとの意見があった。

財政投融资資金の中に占める年金資金の重要性がますます高まっていく中で、資金の運用方針や預託金利の決定に際し重要な役割を果たしている資金運用審議会の中に、国民年金・厚生年金の保険料拠出者の代表が加わっていないことは大きな問題であり、早急に拠出者代表が加わるよう政府として所要の措置を講ずべきことを再度強く要請する。

また、国民年金・厚生年金の積立金の自主・有利運用については、すでに昭和六十一年十二月十二日の資金問題懇談会の意見書及び昭和六十二年一月三十一日の本審議会の答申書で、その基本的な考え方を示したところであるが、今後の運用収入の果たす役割の重要性に鑑み、少なくとも積立金総額の三分の一程度の自主・有利運用額の確保に最大限の努力をすべきである。

また、預託金利については、資金運用部資金法にも定められているとおり年金財政に対する影響に十分配慮し、国債クーポンと長期プライムレートの間程度の水準が確保されるべきことを強く指摘しておきたい。

昭和六十三年十月二十七日の社会保障制度審議会年金数理部会の第二次報告書にも示されているように、公的年金制度の安定的運営と公的年金に対する国民の信頼を確保していくためには、年金財政の状況とその将来展望を明確にしておくことが不可欠であり、年金財政の公表の原則を確立する必要がある。そのためにも、年金財政に関する必要な調査と年金財政の改善に関する勧告の権限を有する「年金財政に関する行政委員会」を設けることが急務である。

事務処理体制については、将来の毎月支払への対応、年金相談を含めた被保険者、受給者サービスの向上を図るため、今後ともその一層の改善充実に努めるべきである。

なお、年金の支払回数の改善については、当面、現行年四回支払となっている厚生年金、基礎年金等についても、できるだけ早期に年六回支払を実施すべきである。